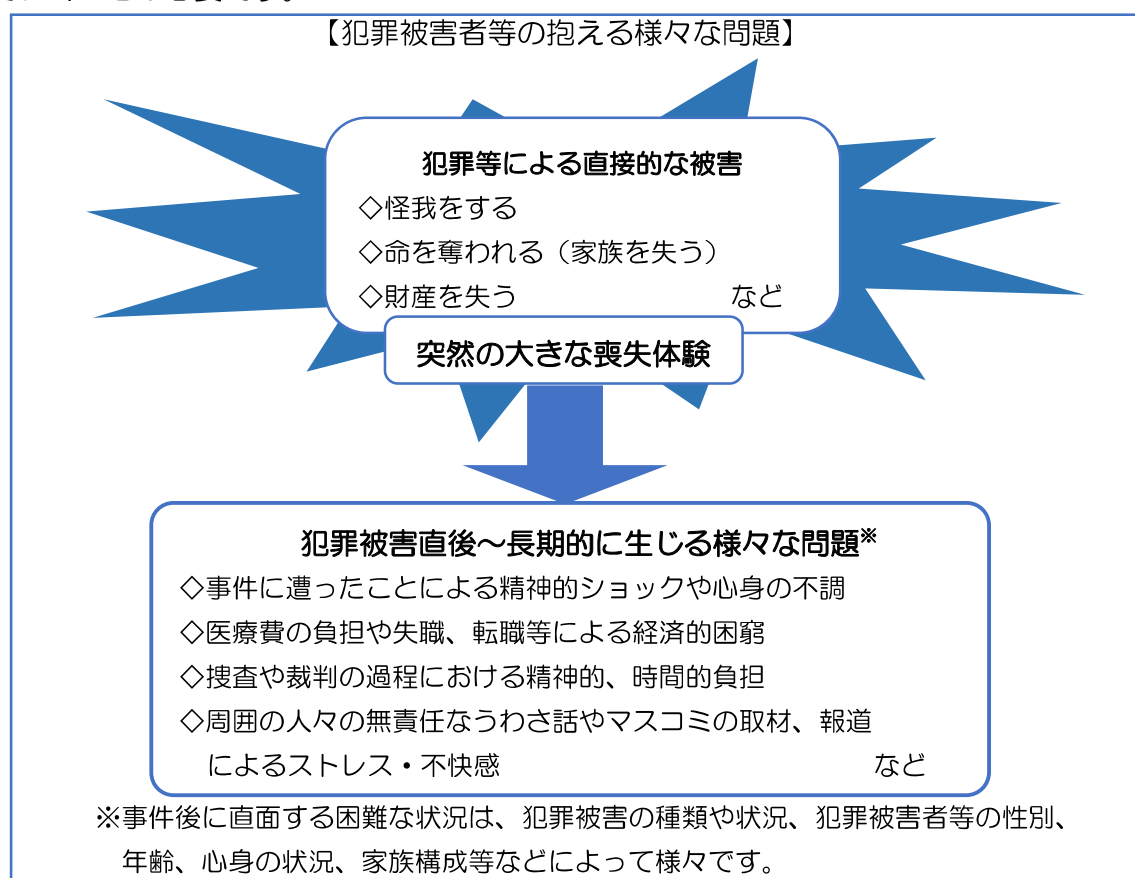


1 犯罪被害者等の抱える様々な問題

(1) 犯罪被害者等の置かれた状況

犯罪被害に遭うと、犯罪の被害を受けた人、その家族、遺族（以下「犯罪被害者等」といいます。）は多くの困難に直面します。犯罪被害者等の多くは、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくありません。

犯罪被害者等に対する支援は、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等の置かれている状況に応じて途切れることなく行っていくことが必要です。



※令和5年度版「警察による犯罪被害者支援」から一部引用

【犯罪被害者等の事件後から現在までの生活状況の変化】

	全体	学校または仕事を辞めた、変えた	学校または仕事をしばらく休んだ(休学、休職)	長期に入院したり入院したりするようになけがや病気をした	自分が転居(引越し)をした	結婚した	別居・離婚をした	望まない妊娠をした	子どもが生まれた	同居している家族が結婚した
犯罪被害者等	819	209 (25.5%)	154 (18.8%)	121 (14.8%)	195 (23.8%)	110 (13.4%)	78 (9.5%)	19 (2.3%)	78 (9.5%)	40 (4.9%)
一般	851	92 (10.8%)	26 (3.1%)	31 (3.6%)	58 (6.8%)	11 (1.3%)	8 (0.9%)	1 (0.1%)	24 (2.8%)	6 (0.7%)

	同居している家族に子どもが生まれた	同居している家族の看護・介護が必要になった	家族が亡くなった	家族間の信頼が深まった	家族間で不和が起こった	学校や職場、地域の人々との関係が親密になった	学校や職場、地域の人々との関係が悪化した	その他	あてはまるものはない
犯罪被害者等	23 (2.8%)	32 (3.9%)	118 (14.4%)	37 (4.5%)	117 (14.3%)	18 (2.2%)	53 (6.5%)	14 (1.7%)	333 (40.7%)
一般	0 (0.0%)	19 (2.2%)	81 (9.5%)	22 (2.6%)	21 (2.5%)	11 (1.3%)	18 (2.1%)	4 (0.5%)	573 (67.3%)

出典：令和５年犯罪被害類型別調査（警察庁）

生活上の変化について、犯罪被害者等には事件後から現在までの生活変化（出来事）、一般対象者には最近５年間程度の生活変化（出来事）を尋ねた質問です。

犯罪被害者等は、一般対象者と比較して、転居、休学・休職、中退・転校、辞職・転職、家族間不和、長期入院、別居・離婚等との回答比率が高く、生活や対人関係への影響がうかがえます。

【日常生活が行えなかったと感じた日数】

回答者属性	平均日数
犯罪被害者等(N=819)	28.9日
一般(N=851)	7.5日

出典：令和５年犯罪被害類型別調査（警察庁）

直近１年間で心身の不調等により仕事や日常生活が行えなかったと感じた平均日数については、犯罪被害者等（28.9 日）が一般対象者（7.5 日）の約４倍に達しています。

また、犯罪被害者のうち、「身体上の問題と事件が大いに関係している」と回答した方は日常生活を行えなかった日数の平均が75.7日、「精神的な問題が事件と大いに関係している」と回答した方は87.3日であったと回答しています。

【犯罪被害者等に現れることが多い症状】

被害後、一時的な心理的な反応にとどまらず、下記のような症状をきたす場合があります。

PTSD（心的外傷後ストレス障害）

再体験症状（フラッシュバック、悪夢など）や、回避・麻痺症状（事件に関連することを避ける、感情が感じられないなど）、覚醒亢進症状（眠れない、些細なことに過剰に驚くなど）が続く状態となります。

うつ病

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなり苦痛を感じます。疲れやすくなり、食欲がなくなったり、眠れなくなるなど、日常の生活に支障が現れます。

パニック障害

突然動悸が激しくなり、息苦しくなります。めまいや冷や汗、手足に震えがきて心臓発作を起こしたかのように思い、死ぬのではないかとという恐怖に襲われます。このような発作がいつ起こるのかと不安で外出することが困難になったりします。

【犯罪被害者等の心情理解のために】

犯罪被害者等の置かれた状況をよりよく知るためには、被害に遭われた方のお話を聞いたり、手記を読んだりすることが重要です。（公社）被害者支援センターとちぎでは、自助グループのメンバーが作成した手記「証」（あかし）を発行しています。

〈お問合せ先〉（公社）被害者支援センターとちぎ 電話：028-623-6600

（2）二次的被害とは

犯罪被害者等が事件・事故による精神的、肉体的被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、報道機関による過剰な取材、インターネット上の誹謗中傷などにより受ける様々な被害を二次的被害といいます。これらは犯罪被害からの回復の妨げになるものであり、犯罪被害者等の置かれた状況や心情に対する正しい理解を促し、二次的被害の防止に努めなくてはなりません。

具体的には…

◇友人や知人の言動、近隣の噂や中傷

- ・「がんばって」「忘れなさい」「運が悪かった」などの安易な励まし
- ・哀れみの視線や遠巻きな態度
- ・偏見による中傷や興味本位の声かけ

◇配慮に欠ける職場の環境や偏見など

- ・捜査や裁判手続きに伴う休暇取得への無理解
- ・偏見による被害者等の意に添わない配置転換や解雇

◇メディアの過剰な取材など

- ・強引な取材やプライバシーの侵害
- ・インターネットやSNSによる噂の流布

◇犯罪被害者支援に携わる職員の言動

- ・事務的な言動や説明不足、不適切な情報提供など

※家族間であっても犯罪被害の受け止め方は一様ではなく、その違いによる言動が二次的被害につながる場合があります。

